

関西不動産稻門会 会則

関西不動産稻門会(以下「本会」)は、主として関西地区で不動産業あるいはこれに関連する業に携わる早稲田大学又は早稲田大学大学院出身者によって2007年9月1日に設立された。

本会の会員は、会員の事業の発展、本会の発展、早稲田大学の発展、社会の発展に寄与するため、会員相互に親睦と見識を深め、人間的資質の向上につとめるものとする。

第1章 総則

第1条 (本会則の意義)

関西不動産稻門会 会則(以下「本会則」という。)は、本会の会員が遵守すべき規則を定めたものである。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、幹事会にて決議する場所に設置する。

第3条 (活動内容)

本会は、以下の活動を行う。

- 1 不動産情報の交換
- 2 研修及び講演会
- 3 親睦のための行事

第4条 (年度)

本会の年度の始期は毎年4月1日とし、終期は翌年3月31日とする。

第2章 会員の地位

第5条 (会員資格)

以下の各要件の全てを満たす者の中で、本章における入会手続を経た者が本会の会員資格を有するものとする。ただし、これらに準じる者として幹事会の承認を得た者についても会員資格を有するものとする。

- 1 早稲田大学又は早稲田大学大学院に在学した者
- 2 不動産業あるいはこれに関連する業に携わっている者

第6条 (入会手続)

新規入会希望者の入会手続は、以下の手続きを行うことで完了する。

- 1 新規入会希望者による申込書の提出
- 2 幹事会による審査・承認
- 3 初年度年会費等の加入費用の支払

第7条 (会費)

- (1) 本会の年会費は12,000円とし、各会計年度の初日から3か月以内に支払うものとする。ただし、各年度初日時点で40歳未満の若手会員は、その年度の年会費を6,000円とする。
- (2) 年度途中に入会した場合は、入会月から年度末までの月数に1,000円(前項ただし書きに該当する場合は500円)を乗じた額を、入会日から3か月以内に支払うものとする。
- (3) 前2項にかかわらず、幹事会の決議により、年会費を一時的に減額することができる。

第8条 (会費の無返還の原則)

納付済みの会費は、いかなる理由においても返還は行わない。ただし、会費の返還に関する規定又は総会決議が存在し、当該規定又は総会決議に従って返還する場合を除く。

第9条 (紹介者の規範的義務)

- (1) 各会員は、新規入会希望者の紹介にあたっては、第6条所定の手続きについて必要な協力をうるものとし、また、入会後には、当該新規入会者の担当者として、本会への参加、所属、会費の支払い、休会・退会に関して、幹事会の求めに応じて必要な世話やフォローを行うものとする。
- (2) 前項の義務は、新規入会希望者を紹介しようとする各会員固有の義務であり、その全部又は一部を第三者に負担させることはできない。ただし、病気の治療・入院、海外渡航、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第10条 (休会規定)

- (1) 会員は、遠隔地への転勤・異動等により定期的に本会に参加することが客観的に困難と認められる場合、休会扱いを申し出、幹事会の承認を得て休会することができる。
- (2) 休会期間中は、原則として、当会の会員として取り扱われることなく、また総会における議決権の行使もできないものとする。
- (3) 各会計年度の初日時点で休会中の会員については、当該年度の会費は免除とする。ただし、年度の途中で復会した場合は、遡って当該年度の会費を支払わなければならない。この場合において支払うべき会費は、第7条第2項に定める年度途中の入会時における計算に準じるものとする。
- (4) 休会後、第1項の状況が解消され、参加可能になった場合は速やかに幹事会に申し出こととし、同申出をもって直ちに復会するものとする。

第11条 (退会)

- (1) 会員は、本会を退会するにあたっては、原則としてその旨を書面(メール等の電磁的通信手段によるものとする。)をもって幹事会に申し出なければならない。
- (2) 退会の効力は前項の書面が幹事会に到達したときに生じるものとする。
- (3) 退会の申出が年度の途中に行われた場合も、当該年度の会費の支払義務は減免されず、すでに支払われた会費の返還も行われないものとする。

第12条 (会員資格の剥奪)

- (1) 幹事会は、以下のいずれかの要件に該当する者(前条に定める休会者を含む。)を、幹事会の決議により退会させることができる。
 - 1 第7条第1項に定める期限までに年会費を支払わなかった場合
 - 2 禁固以上の刑に処せられたとき
 - 3 会員としてふさわしくない行為がなされたと認められるとき
 - 4 メール等による返答が全くない等、連絡がつかなくなった場合
- (2) 前項の決議には、幹事会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第3章 会の組織

第13条 (総会)

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会をおく。
- (2) 定期総会は、原則毎年、年度終了後5月末日までに行う。
- (3) 定期総会の招集は、幹事長又はその指名を受けた会員が総会開催日の1週間前までに、日時及び場所を記載した文書(メール等の電磁的通信手段によるものとする。)をもって通知するものとする。
- (4) 臨時総会は、必要に応じ幹事会の決議をもって、幹事長が招集する。招集通知については前項と同様とする。

第14条 (総会の決議事項)

総会においては、本会則に定めがあるものの他、幹事長が総会の決議に付すことを相当と認めた事項を審議し決議する。

第15条 (総会の議長・定足数・決議方法)

- (1) 総会の議長は、幹事長がこれに当たる。幹事長に差支えあるときは、幹事長の指名する会員がこれを代行する。
- (2) 総会は、会員10名以上の出席(委任状による出席を含む。)をもって成立する。
- (3) 総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- (4) 会員は、委任状により自らの議決権を代理行使するよう委任することができるものとする。ただし、代理人となる資格は本会の会員に限られる。

第16条 (役職者)

本会に、次の役職者をおく。

- 会長 1名
副会長 若干名
幹事長 1名
副幹事長 若干名
業務幹事 50名以内
監事 1名
顧問 若干名

第17条 (役職者の選出及び任期)

- (1) 第16条に定める会長、副会長、幹事長、副幹事長及び監事は、総会の決議によって選任する。
- (2) 業務幹事及び顧問は、幹事会の多数決によって選任する。
- (3) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、業務幹事、監事及び顧問の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとするが、再任を妨げない。
- (4) 事故等により幹事長が不在の場合、副幹事長が幹事長を代行する。副幹事長が複数いる場合は、副幹事長の互選により代行者を定めるものとする。

第18条 (幹事会)

- (1) 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び業務幹事の全員をもって構成する。
- (2) 幹事会は、幹事長(幹事長に事故がある場合は副幹事長)が必要と認める際に招集するものとする。
- (3) 幹事会の招集は、幹事会において次回の開催を告知するか、又は文書(メール等の電磁的通信手段によるものとする。)をもって、通知するものとする。
- (4) 急を要する事項については、メール等の電磁的通信手段を用いての議論・議決によって幹事会の開催に代えることができる。

第19条 (幹事会の決議事項)

幹事会は、本会則に定めがある事項のほか、本会の運営全般について、協議し決定するものとし、監事はこれに意見を付すことができる。

第20条 (幹事会での議決方法)

- (1) 幹事会の決議事項については、出席者の過半数の賛成をもってこれを決定するものとし、可否同数の場合は、幹事長の決するところとする。
- (2) 本条第1項の出席者には、委任状(メール等の電磁的通信手段による委任を含む。)によるものも含む。
- (3) 第18条第4項に定めるメール等の電磁的手段を用いての決議については、第18条第1項に定める幹事会構成メンバーの過半数以上の賛成をもってこれを決定する。なお、当初提案がなされたメール等の発信日から5日以内に返信等による意見の表明がない場合は、同提案に賛成があつたものとみなす。ただし、本項に定める方法は、次に掲げる事項についての決議を行う場合に限る。
 - 1 新規入会者の審査・承認に関する事項
 - 2 すでに開催が決まった行事の実施(参加費の補助等も含む。)に関する事項
 - 3 本会の運営又は会員の地位に重要な影響を及ぼさない事項

第4章 会計

第21条 (会計年度)

会計年度は第4条に定める本会の年度と同様とする。

第22条 (収支決算)

- (1) 幹事会は、会計年度終了後ただちに収支決算書を作成し、定期総会において年度の報告を行うものとする。
- (2) 前項の収支決算については、監事による会計監査を受け、定期総会にて承認を経なければならぬ。

第23条 (会計予算案)

幹事会は、会計年度終了後ただちに次年度の会計予算案を起案し、定期総会にて承認を受けなければならない。

第5章 月例会

第24条 (月例会)

- (1) 月例会は、定期総会を開催する月以外の原則毎月適宜の日時に行うものとする。
- (2) 月例会の日時及び実施内容は、幹事会又は幹事会が指名した者が定める。
- (3) 幹事会は、他の会との合同イベント等の行事への参加や忘年会等の親睦会の実施をもって、月例会の実施に代えることができるものとする。

第6章 会則の変更

第25条 (本会則の変更)

本会則を変更するには、総会において、出席者の3分の2以上の会員の賛成を得ることを要するものとする。

第7章 その他

第26条 (弔意規定)

会員に関する本会の弔意対応については、幹事会の協議によって決定する(弔電等の電報を行うものとする。)。ただし、急を要する場合等で、幹事会の開催が困難な場合は幹事長又は副幹事長の判断で決定することができ、後の幹事会で承認を得るものとする。

第27条 (定めなき事項)

本会則に定めのない事項については、幹事会の決議でもってこれを定めることができる。

以上

[これまでの改定の記録]

平成27年9月15日	会費の減額に関する規定の追加
平成28年9月15日	役職者の任期に関する規定の変更
平成30年9月5日	会費の要件に関する規定の変更
令和6年9月3日	会期の変更に伴う規定の変更
令和7年4月8日	会則の見直しによる規定の全面的な変更